

平成26年度人事院政策評価結果

人事院会議決定

平成27年3月27日

人事院は、平成26年度人事院政策評価結果について、次のとおり決定する。

評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価している。

○「達成度」に係る評語適用基準

評語(高順位)	評語適用の目安
A	目標を <u>上回った</u> 具体的な取組内容を全て実現し、かつ、政策の本質的な目標に向けて顕著な進展が見られた (100%+ α)
B	目標は <u>達成された</u> (具体的な取組内容を全て実現した (100%))
C	目標は <u>おおむね達成された</u> (具体的な取組内容をおおむね実現した (75%以上100%未満))
D	目標は <u>ある程度達成された</u> (具体的な取組内容をある程度実現した (50%以上75%未満))
E	目標を <u>ほとんど達成できなかった</u> (具体的な取組内容をほとんど実現できなかった (50%未満))

評価結果一覧

政 策	達成度	ページ
<p>1 人事行政の公正の確保 【人材局・公務員研修所】</p> <p>(政策目標) 改正法において、人事院が引き続き人事行政の公正の確保を担うこととなったことを踏まえ、任用、採用試験及び研修に関し、改正後の国家公務員法等の適切な実施を図る。</p>	B	P. 1
<p>2 労働基本権制約の代償機能の確保 【給与局】</p> <p>(政策目標) 改正法において、人事院が引き続き労働基本権制約の代償機能を担うこととなったことを踏まえ、級別定数等に関し、改正後の給与法等の適切な実施を図る。</p>	B	P. 4
<p>3 採用試験の適正な実施 【人材局】</p> <p>(政策目標) 採用試験を公正かつ円滑・確実に実施する。</p>	C	P. 6
<p>4 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現 【給与局】</p> <p>(政策目標) 人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条に則って、国会及び内閣に対し、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえつつ、給与水準の改定及び給与制度の総合的見直し等について検討し、職員の給与に関する報告を行うとともに、職員の給与の改定に関する必要な勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。</p>	B	P. 8
<p>5 職業生活と家庭生活の両立支援の推進 【職員福祉局】</p> <p>(政策目標) 職員の仕事と家庭生活の適切な両立が図られるよう、勤務環境の整備を一層推進する。</p>	C	P. 12
<p>6 公平審査の適正かつ円滑な実施 【公平審査局】</p> <p>(政策目標) 各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。</p>	B	P. 14
<p>7 人事・給与関係業務情報システムの円滑な導入、安定的な運用 【職員福祉局】</p> <p>(政策目標) アプリケーション保守を着実に実施するとともに、平成26年度にシステムを導入する府省が行う移行作業への支援を実施することにより、新たな本番稼働府省への円滑な導入を図るとともに、安定的な運用の実現を目指す。</p>	D	P. 16